

# 平成31年2月議会

## 第2委員会報告資料

ページ

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. 職員の過失による器物損壊事故について     | … 1 |
| 2. 介護サービス事業所の指定取消し処分等について | … 4 |
| 3. 福岡市要介護認定事務センター開設について   | … 6 |

保 健 福 祉 局



## 職員の過失による器物損壊事故について（第一報）

職員の過失による器物損壊事故が発生したため、報告するもの。

### 1. 物件所有者および損害賠償予定額

物件の所有者	損害賠償予定額
(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	35,661 円

### 2. 事故の概要

城南区保健福祉センター保護課職員が平成 31 年 1 月 25 日午後 5 時 10 分頃、業務のため所有者宅への家庭訪問を実施。

入室するために、玄関ドアを開ける際、玄関付近に駐輪していた〇〇〇〇〇氏所有の電動アシスト自転車にドアが接触したため、自転車が横転し、損害を与えたもの。

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

### 3. 損害の程度

電動アシストのスイッチが破損し電源が入らない状態となり、フロントバスケット、左ブレーキレバー、ペダルなどに傷が生じた。

### 4. 対応

自転車を転倒させたことについて謝罪。所有者から見積書が提出されたため、自転車の損害状況を確認した。今後、損害賠償額を決定次第、直近の議会において専決処分の報告を行うとともに本市が加入している「全国市長会市民総合賠償保障保険」に保険金請求を行うもの。

### 5. 現場の状況

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

○電動アシストのスイッチ



○フロントバスケット



○左ブレーキレバー



○グリップ



○ハンドレバー



○ペダル



○後キャリア



○チェーンケース



○全体





## 2. 介護サービス事業所の指定取消し処分等について

### 1 不正事案の概要

- (1) 介護サービス九州株式会社が、「①つくしんぼのデイサービス箱崎」及び「②つくしんぼのデイサービス」において、看護職員の人員基準を満たしていない場合には、介護給付費等を減算して請求しなければならないが、これを行わず、満額で介護給付費等を請求、受領し、また、各種加算の要件を満たしていないにも関わらず、加算金を請求、受領したもの。また、「③つくしんぼのデイサービス原」において、事業所開設時の指定申請の際、指定を受けるために必要な職員数を充足しているかのような書類を提出し、指定を受けたもの。
- (2) ケアビジネスエイド株式会社が「④ケアプランセンター ケアエイド」において、ケアプランの実施状況に関する記録を作成していないなど適切な運営がなされていなかったにも関わらず、請求にあたって減算せずに満額の介護給付費等を請求し、受領したもの。

### 2 対象事業所及び行政処分等の内容

#### (1) 行政処分について

<処分年月日>平成 30 年 12 月 27 日(木)

事業所名・所在地	運営事業者	行政処分
①つくしんぼのデイサービス箱崎 (福岡市東区箱崎ふ頭三丁目 6 番 26 号)	介護サービス九州株式会社 福岡市早良区西新七丁目15番17号 代表取締役 渡辺 弘幸	指定取消
②つくしんぼのデイサービス (福岡市早良区城西二丁目 6 番 14 号)		
③つくしんぼのデイサービス原 (福岡市早良区原五丁目 22 番 30 号)		
④ケアプランセンター ケアエイド (福岡市東区香椎駅前二丁目 4 番 15 号)	ケアビジネスエイド株式会社 福岡市早良区小田部一丁目13番8号 代表取締役 前川 桂子	指定停止 3か月

#### (2) その他の措置

上記の行政処分以外に、運営基準違反によって、介護サービス九州株式会社の居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所の3つの事業所に対して改善勧告を、その他4事業所に対して文書指導を行った。また、同じく運営基準違反により、ケアビジネスエイド株式会社の1事業所に対して文書指導を行った。

### 3 処分までの経緯

日付	内容
平成30年 6月28日	「つくしんぼのデイサービス箱崎」において実地指導を実施。 不正請求の疑いが発覚。
8月16日	介護サービス九州(株)及び関連法人ケアビジネスエイド(株)の計13事業所並びに介護サービス九州(株)本社に一斉監査実施。
10月18日	介護サービス九州(株)及びケアビジネスエイド(株)に監査結果通知を交付。
11月20日	介護サービス九州(株)に返還請求通知を交付。
11月21日	ケアビジネスエイド(株)に返還請求通知を交付。
12月26日	処分対象事業所の全利用者について、他事業所への引継手続が完了。
12月27日	介護サービス九州(株)及びケアビジネスエイド(株)に処分決定通知交付、公表。

#### 4 不正受領額及び返還請求額

(1) 介護サービス九州株式会社

(単位：円)

	事業所名	不正期間	不正受領額	追加徴収金	合計 (返還請求額)
①	つくしんぼの デイサービス箱崎	H25年9月 ～H30年7月	33,482,070	5,736,803	39,218,873
②	つくしんぼの デイサービス	H25年9月 ～H30年7月	32,853,056	6,189,080	39,042,136
③	つくしんぼの デイサービス原	H30年7月 ～H30年8月	2,754,862	998,674	3,753,536
廃止済	つくしんぼの デイサービス田村 ※H30.6.30廃止 全利用者を③へ移管	H25年9月 ～H30年6月	29,044,216	4,101,461	33,145,677
改善勧告	居宅介護支援事業所	H25年9月 ～H30年7月	61,023,072		61,023,072
	福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売事業所 ※H31.1.15廃止	H25年9月 ～H30年9月	57,919,597		57,919,597
合計			217,076,873	17,026,018	234,102,891

(2) ケアビジネスエイド株式会社

(単位：円)

	事業所名	不正期間	不正受領額	追加徴収金	合計 (返還請求額)
④	ケアプランセンター ケアエイド	H26年12月 ～H30年7月	4,069,703	1,400,906	5,470,609

#### 5 介護給付費の返還状況

(1) 介護サービス九州株式会社

返還請求額合計 234,102,891円については、法人より提出された返還計画に基づき分割返納させることとしており、平成31年1月末までに8,147,000円返還済み。

(2) ケアビジネスエイド株式会社

返還請求額合計 5,470,609円的全額を返還済み。

#### 6 再発防止策

(1) 実地指導の実施体制や実施方法を見直し、指導を強化する。

(抜き打ちや、同一法人の複数事業所に対する同時の実地指導などを行う。)

(2) 市内の全介護保険事業所に対して、本事案に関する通知を処分公表日(平成30年12月27日)に発出し、早急に自主点検を実施するよう指導した。

(3) 毎月開催する新規指定事業所向けの説明会において、本事案の概要を説明し、法令遵守について周知徹底を図る。

(4) 毎年実施する集団指導において、本事案の概要を説明し、法令遵守について改めて指導を行う。

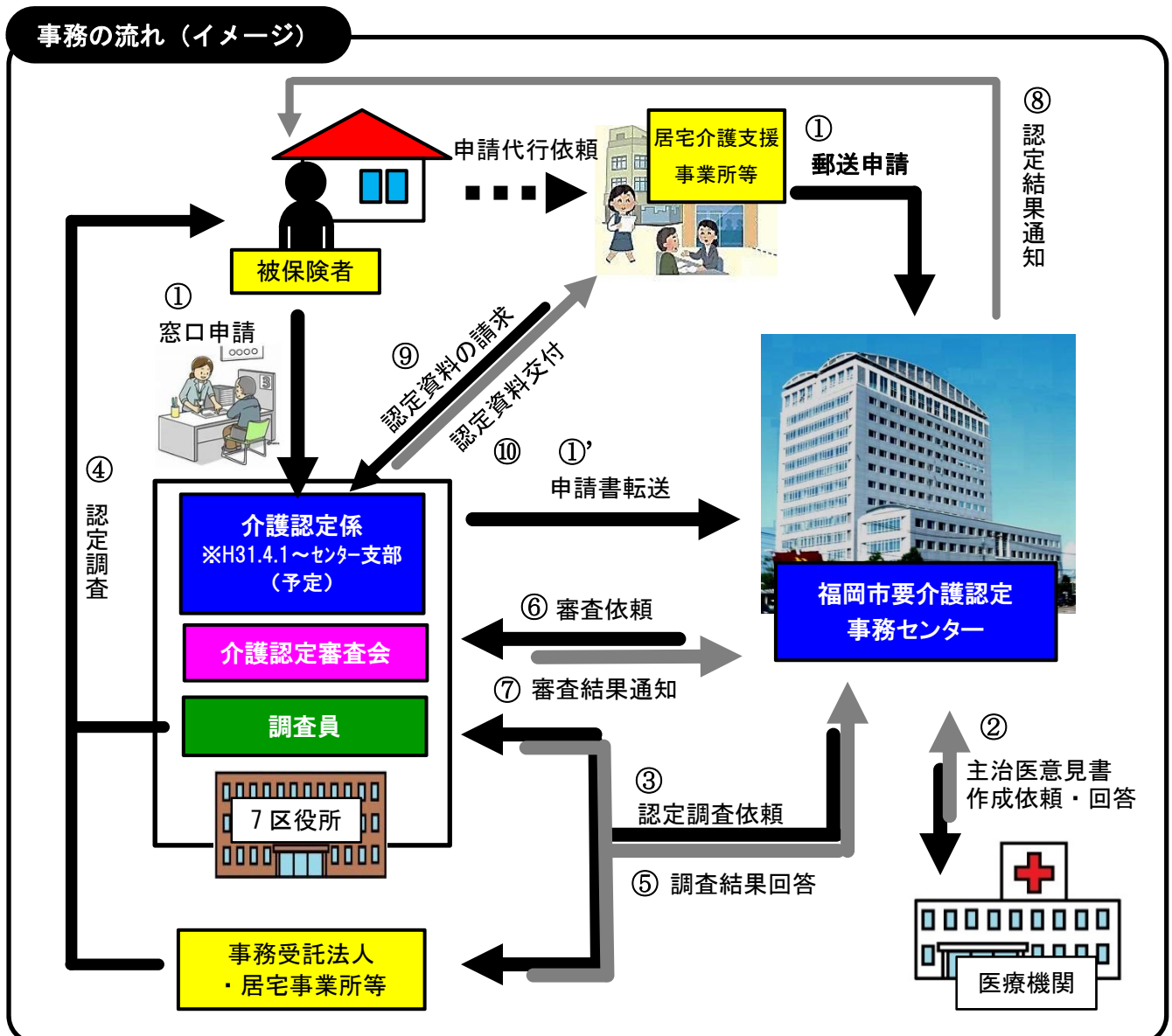
### 3. 福岡市要介護認定事務センター開設について

福岡市におきましては、行政手続きの利便性向上及び事務の効率化を図るため、この度、下記のとおり「福岡市要介護認定事務センター」を開設し、各区役所で行っている要介護認定事務を集約実施することとしたため報告するもの。

記

- 1 施設名称 福岡市要介護認定事務センター
- 2 開設年月日 平成 31 年 1 月 4 日（金）
- 3 所在地 福岡市中央区長浜 3 丁目 11-3 鮮魚市場会館 5 階  
電話：092-711-6030 FAX：092-711-6524
- 4 業務時間 月曜日から金曜日 9時00分から17時30分まで  
（祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く）
- 5 今後の予定
  - ・平成 31 年 4 月 1 日から、市民への窓口対応を行うため、区役所に同センターの支部（以下、「センター支部」）を設置予定
  - ・区役所の介護認定係は、平成 30 年度末に廃止予定

#### 事務の流れ（イメージ）





## 福岡市要介護認定事務センター開設に伴う事務の変更について

項目	開設前	開設後
要介護認定の申請	被保険者の住所地を所管する区役所でのみ申請可能	どの区役所でも申請可能
居宅介護支援事業所等による申請代行	申請書は、区役所の介護認定係へ持込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、要介護認定事務センターへ郵送（費用は市負担）</li> <li>※区役所への持込も可（どの区役所へも提出可能）</li> </ul>
介護認定審査会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区に設置し、火～金曜日の夜間に開催</li> <li>・被保険者の住所地のある区の介護認定審査会でのみ審査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> <li>・要介護認定の処理期間短縮のため、どの区の介護認定審査会でも審査実施</li> </ul>
ケアマネジャーへの要介護認定の資料提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料請求の度に本人同意が必要</li> <li>・1枚の請求書では、1人の資料請求のみ可能</li> <li>・被保険者の住所地を所管する区役所でのみ資料提供可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定申請時に資料請求に関する本人同意も得られるように様式変更し、資料請求時は本人同意を省略。</li> <li>・1枚の請求書で10人の資料請求が可能</li> <li>・どの区役所でも資料提供可能（平成31年4月1日からはセンター支部にて資料提供予定）</li> </ul>
認定調査	調査員を各区役所に配置	変更なし
相談・問い合わせ先	区役所の介護認定係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話での相談・問い合わせ先は、要介護認定事務センター</li> <li>・窓口での相談・問合せは、区役所の介護認定係（平成31年4月1日からはセンター支部に変更予定）</li> </ul>